



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 自衛官及び自衛官候補生の募集（市町村課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 2
- 防災街区整備事業組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課） 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課） 5
- 採石業務管理者試験の実施（産業政策課） 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（国際物流商業課） 6
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 7
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古総合実業高等学校） 11

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 13

告 示

沖縄県告示第420号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成27年 7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
一般曹候補生	平成27年8月1日から同年9月8日まで	平成27年9月18日又は同月19日のいずれか選択する日	名護市城二丁目16番19号	城公民館
			うるま市字安慶名488番地（平成27年9月19日に限る。）	うるま市健康福祉センターうるみん（平成27年9月19日に限る。）
			那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
			宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地	石垣地方合同庁舎
航空学生	平成27年8月1日か	平成27年9月23日	那覇市前島3丁目25番	沖縄県水産会館

	ら同年9月8日まで		39号	
自衛官候補生 (男子)	平成27年8月1日か ら同年9月8日まで	平成27年9月18日 又は同月19日のい ずれか選択する日	名護市城二丁目16番19 号	城公民館
			うるま市字安慶名488 番地(平成27年9月19 日に限る。)	うるま市健康福祉セン ターうるみん(平成27 年9月19日に限る。)
			那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
			宮古島市平良字下里 1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地	石垣地方合同庁舎
自衛官候補生 (女子)	平成27年8月1日か ら同年9月8日まで	平成27年9月26日	那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
			宮古島市平良字下里 1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地	石垣地方合同庁舎

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部那覇分駐所(電話番号098-863-5280)まで問い合わせること。

沖縄県告示第421号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成27年7月31日から同年8月14日まで伊是名漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 伊是名村字内花3051番地21 高良正直、伊是名村字仲田70番地 伊禮米市
- 2 加入区 伊是名加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等)第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊是名漁業協同組合

沖縄県告示第422号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 宜野湾市、那覇市及び沖縄市
- 2 基本測量を実施する期間 平成27年8月24日から同年12月2日まで
- 3 作業種類 基本測量(地理識別子整備業務)

沖縄県告示第423号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第157条第1項の規定により、防災街区整備事業組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合

- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成31年3月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 変更の内容 施行地区の面積を「3.2ha」から「3.1ha」に変更する。
- 7 変更の認可の年月日 平成27年7月10日

沖縄県告示第424号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第157条第1項の規定により、那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業組合の名称 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地 那覇市樋川2丁目6番1号
- 3 事業施行期間 平成26年5月30日から平成31年3月31日まで
- 4 施行地区 那覇市樋川2丁目、樋川1丁目、松尾2丁目及び壺屋1丁目のそれぞれ一部
- 5 設立認可の年月日 平成26年5月19日
- 6 変更の認可の年月日 平成27年7月10日

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容
航海士	若干名	調査船又は取締船の運航に関する業務に従事する。
機関士	若干名	調査船又は取締船の機関に関する業務に従事する。

2 受験資格

- (1) 航海士を希望する者 昭和50年4月2日以後に生まれた者で、5級海技士（航海）以上の免許を有するもの
- (2) 機関士を希望する者 昭和45年4月2日以後に生まれた者で、5級海技士（機関）以上の免許を有するもの
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、以下の点に御注意ください。
 - ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
 - イ 就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場

第1次試験	平成27年9月12日(土曜日)午前9時から12時まで	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所(那覇市西3丁目11番1号)
第2次試験	平成27年10月中旬に適性検査及び面接試験を実施します。なお、試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。			

4 試験方法 作文、面接及び適性検査によって行います。

5 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html>) からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディング4階	052-263-3618

6 申込方法

(1) インターネットによる申込み(以下「電子申請」という。)の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成27年度沖縄県職員(航海士・機関士)の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

備考 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(7) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(4) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(7) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウに掲げる書類等をエに掲げる申込先に簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 履歴書(自筆(黒色ボールペン使用)で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。)

ウ 82円切手を貼った封筒(受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。)

エ 申込先 沖縄県総務部人事課(沖縄県庁舎5階) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

(3) 受付期間 平成27年7月31日（金曜日）から同年8月21日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成27年7月31日（金曜日）午前9時から同年8月21日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成27年8月21日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

7 第1次試験に持参するもの

(1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県人事課から送付される受験票を持参してください。）

(2) 電子申請により申し込んだ者にあつては、履歴書（試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

8 合格発表 第1次試験の合格者は平成27年9月下旬に、第2次試験の合格者は平成27年11月中旬にそれぞれ県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格発表後の取扱い

(1) 採用される日は、原則として平成28年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。

(2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。

(3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛てに通知します。

(4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

10 給与

(1) 初任給（平成27年度）

区分	高校卒業	短大卒業	大学卒業
航海士・機関士	165,200円	189,000円	218,700円

※ 上記の初任給に経験年数等を加味した額が支給されます。

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

11 その他

(1) 試験当日は、7（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。

(2) 提出された履歴書等は、可否の別にかかわらず、返却しません。

(3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。

(4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。

(5) 郵送で申し込まれた方で、平成27年9月4日（金曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

12 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年9月20日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成27年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄新事業支援機構

3 代表者の氏名 嘉数博仁

4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字大川346番地

5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県の経済・産業分野における新事業の創出を推進すること及び、産業発展を通じて質の高い安定社会の形成を求めて、国内の有識者並びに経済・産業界の人的ネットワークと連携し、沖縄産業振興のため実施される施策やそれらに関連する新事業の客観的な評価や検証を行い、新事業における技術・情報及び人材などの事業環境の支援とそれらの運用を促進することにより、沖縄県経済・産業の基盤づくりと心豊かな人材の育成、安定した高度な社会環境を創出することにより、不特定多数の市民・県民の生活の利便性に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第44回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成27年 7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

(1) 日時 平成27年10月 9日（金曜日）午前10時から午前12時まで

(2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室

イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室

ウ 石垣市字真栄里438番地1 沖縄県八重山事務所内会議室

2 受験手続 受験願書を平成27年9月1日（火曜日）から同月25日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

3 受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地1）

4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス安慶名店 うるま市字赤野赤野原1393番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社イストアジアサービスカンパニー 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号 代表社員 上地昇

3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし

4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

5 縦覧期間 平成27年7月31日から同年8月31日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス安慶名店 うるま市字赤野赤野原1393番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社イストアジアサービスカンパニー 那覇市泊1丁目9番地の4ベルシェ泊101号 代表社員 上地昇

3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 ダイレックス安慶名店は、市内において比較的交流

通量が多い県道8号線に面していることから、来店車両が多く見込まれるオープン時や繁忙期での混雑が予想されるため、引き続き出入口付近に十分な配慮を要す。

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成27年7月31日から同年8月31日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年5月14日
(2) 商号名 有限会社田タイル産業
(3) 代表者名 田場典清
(4) 所在地 豊見城市字饒波52番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第10262号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年5月14日
(2) 商号名 株式会社リュウロード
(3) 代表者名 金城博文
(4) 所在地 豊見城市字高嶺374番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第8833号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月16日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年5月14日
(2) 商号名 有限会社村元建設
(3) 代表者名 村元義男
(4) 所在地 伊江村字川平525番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-27）第1029号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月17日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年5月14日
(2) 商号名 有限会社丸崎建設
(3) 代表者名 崎浜吉秀
(4) 所在地 本部町字伊野波728番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第4404号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月17日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成27年5月14日
(2) 商号名 NEWS PLAN株式会社
(3) 代表者名 池原多加氏
(4) 所在地 読谷村字伊良皆237番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11750号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内

装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月17日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

6(1) 処分をした年月日 平成27年5月14日

(2) 商号名 有限会社新垣

(3) 代表者名 新垣榮弘

(4) 所在地 八重瀬町字伊覇249番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第7718号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

7(1) 処分をした年月日 平成27年5月15日

(2) 商号名 山内鉄筋工業

(3) 代表者名 山内健

(4) 所在地 北中城村字安谷屋395番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第11410号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成27年4月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

8(1) 処分をした年月日 平成27年5月18日

(2) 商号名 豊組

(3) 代表者名 野辺豊

(4) 所在地 八重瀬町字富盛667番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第5714号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成27年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

9(1) 処分をした年月日 平成27年5月18日

(2) 商号名 株式会社大和工業

(3) 代表者名 高江洲信彦

(4) 所在地 中城村字泊433番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第9456号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成27年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

10(1) 処分をした年月日 平成27年5月25日

(2) 商号名 堰口左官工業

(3) 代表者名 堰口太郎

(4) 所在地 名護市大北三丁目14番1号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第12043号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成27年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

11(1) 処分をした年月日 平成27年5月25日

(2) 商号名 共栄興業

(3) 代表者名 徳門政信

(4) 所在地 八重瀬町字具志頭1311番地1

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11983号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成27年 6月 9日
- (2) 商号名 有限会社ナザキ開発
- (3) 代表者名 内間保
- (4) 所在地 名護市大南三丁目10番10号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第5127号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 4月30日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成27年 6月 9日
- (2) 商号名 玉城組
- (3) 代表者名 玉城安明
- (4) 所在地 金武町字伊芸220番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第11765号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 4月30日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成27年 6月 9日
- (2) 商号名 株式会社光和メディカル
- (3) 代表者名 秦一
- (4) 所在地 那覇市東町18番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第9887号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月 1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成27年 6月 9日
- (2) 商号名 有限会社山原開発
- (3) 代表者名 金城聡
- (4) 所在地 名護市宮里五丁目 8番 5号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第6320号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月 7日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成27年 6月 9日
- (2) 商号名 有限会社西里建設
- (3) 代表者名 西里美智子
- (4) 所在地 宮古島市城辺字長間1426番地 3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第7898号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成27年 6月 9日
- (2) 商号名 有限会社光和塗装
- (3) 代表者名 祖平光広
- (4) 所在地 那覇市高良 2 丁目15番37号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第11204号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成27年 6月15日
- (2) 商号名 宮タケ建設
- (3) 代表者名 宮城健
- (4) 所在地 豊見城市字長堂143番地 1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12503号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月 7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成27年 6月15日
- (2) 商号名 有限会社嶺福建設
- (3) 代表者名 石嶺加恵子
- (4) 所在地 宮古島市下地字川満61番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第9480号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成27年 6月15日
- (2) 商号名 有限会社野嵩土木
- (3) 代表者名 桃原漢
- (4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目30番 5号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25) 第5171号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月14日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成27年 6月15日
- (2) 商号名 南石開発株式会社
- (3) 代表者名 大城均
- (4) 所在地 西原町字小那覇1498番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第6857号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月14日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成27年 6月15日
- (2) 商号名 株式会社はるねホーム
- (3) 代表者名 根間強
- (4) 所在地 那覇市田原 2丁目10番地 5 (1F)
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第12195号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年 5月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 平成27年 6月15日

- (2) 商号名 誠和建設株式会社
- (3) 代表者名 諸見圭一
- (4) 所在地 宜野湾市大山一丁目9番29号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第5262号、沖縄県知事 許可(般-21)第5262号、沖縄県知事 許可(般-22)第5262号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成27年7月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
 - ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー(平良庁舎) 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751
 - エ 宮古島市建設部道路建設課(下地庁舎) 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986
 - オ 宮古島市伊良部支所地域づくり課(伊良部庁舎) 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6250
 - (2) 期間 平成27年7月31日から同年8月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成27年7月31日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 具 志 堅 三 男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 操船シミュレータ 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成28年2月29日(月曜日)

- (4) 納入の場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校海洋科学実習棟 3階
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成27年7月31日（金曜日）から同年8月31日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2148
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成27年8月7日（金曜日）から同月14日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校事務室 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地 電話番号0980-72-2249
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年9月10日（木曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年8月7日（金曜日）から同月14日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)に示す場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立宮古総合実業高等学校
- (2) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地 電話番号0980-72-2249

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成27年9月8日(火曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立宮古総合実業高等学校に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成27年8月20日(木曜日)午前10時
 - イ 場所 5(2)の場所
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Ship Sterig Simulator System I-Set
- (2) DUE DATE AND PLACE OF DELIVERY
February 29, 2016, Okinawa Prefectural Miyako General Vocational Senior High School Marine Science Course Building
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING
10:00 a.m. August 20, 2015
- (4) DATE OF BIDS
11:00 a.m. September 10, 2015
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Miyako General Vocational Senior High School Office
280 Shimozato Hirara Miyakojima City, Okinawa, Japan, 906-0013
Telephone 0980-72-2249

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
第12条第9号中「原動機付き自転車」を「原動機付自転車(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)」に改める。

第18条第10号中「実証実験」の次に「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加える。

附 則

この規則は、平成27年7月31日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--